

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

(地震・津波災害)

平成27年度青森県地震・津波被害想定調査によれば、鱒ヶ沢地区の地震に係る被害は、主に日本海側海溝型地震によるものが考えられ、最大クラスの地震が発生した場合、町全体的に最大震度6強の地震が予想され、地割れ、崖崩れ、液状化等が至るところに発生し、主要交通路の寸断及び公共インフラが停止し、町全体が孤立化する恐れがある。

また、鱒ヶ沢町津波ハザードマップによれば、海岸線地区の津波浸水深は最大10m以上が予想されているほか、海岸線地区は、事業所・住宅密集地であり、壊滅的な被害を被る可能性がある。

(風水害)

町はこれまで、他市町村と比較すると豪雨発生回数が少なく、大河川もないことから集中豪雨等による大規模洪水被害は少ない。近年、地球温暖化の影響により、台風の発生や前線活動の活発化が全国的にみられ、線状降水帯等の発生により一旦豪雨があれば中村川、赤石川、鳴沢川周辺で洪水被害が発生するリスクがある。

(土砂災害)

町は海岸段丘の丘陵地帯と岩木山麓地帯に位置し、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域への指定を受けた区域が162箇所あり、住宅のみならず中小事業所の土砂災害を十分考慮する必要がある。

(岩木山噴火災害)

岩木山が噴火した場合、居住地域の影響が及ぶ火山現象は特に、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、大きな噴石及び降灰である。

噴火警戒レベル4又は5における火砕流・火砕サージの場合、中村地区の一部、融雪型火山泥流の場合、中村川・鳴沢川沿いの各地区に被害を被る可能性がある。

(鱒ヶ沢町地域防災計画)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 422人
- ・小規模事業者数 385人

【内 訳】

令和2年4月1日現在

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況)
商工 工業	建設業	81	79	町内に広く分散している
	製造業	43	39	町内に広く分散している
	卸・小売業	120	105	町の中心部、郊外に多い
	飲食・宿泊業	43	41	町の中心部、高台に多い
	サービス業・その他	135	121	町内に広く分散している
	合 計	422	385	

(出所:鯉ヶ沢町商工会調べ)

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・鯉ヶ沢町地域防災計画の見直し
- ・岩木山避難計画の策定
- ・鯉ヶ沢町職員の新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアル【第2版】の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時応援協定の締結（56箇所）

2) 商工会の取組

- ・事業者へBCP（※1）パンフレットを作成し巡回時の配布周知
- ・事業者へBCP策定セミナーの開催
- ・鯉ヶ沢町新型コロナ感染症撃退8か条パンフレット・ポスターの配布周知
- ・防災備品(発電機、投光器、テント、ブルーシート・テーブル・椅子、スコップ等)を備蓄
- ・青森県火災共済協同組合、ジブラルタ生命保険(株)、東京海上日動火災保険(株)と連携した損害保険や休業補償の加入促進

※1 災害等緊急事態の状況下におかれた場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続のための方法、手段などを取り決めておく計画
Business Continuity Plan の略 (BCP)

II 課 題

当会では現状、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、当町との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員が不足していることから、防災に対する意識や知識の向上を図ることが緊急の課題である。

更には、保険・共済に関する加入推進と助言を行える当会職員が不足しているなどといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨やマスク着用、手洗い、消毒などの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

Ⅲ 目 標

- ・ 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ・ 発災後速やかな応急復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、当町と連携し速やかに青森県に報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・ 当会危機管理マニュアルに基づき、当町との「危機発生時等の支援活動に関する協定書」と本計画との整合性を整理し、自然災害発生時には速やかな応急対策等や感染症発生時には感染防止策により業務の継続を講ずることができるようにする。また、地域内小規模事業者には、日常的に災害発生や感染症の流行に備える意識を高め、防災・感染症対策に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知等

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 青森県商工会連合会に依頼し、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーの実施や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、虚偽の情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ (別添参照) 事業継続計画を作成（令和2年作成）

3) 関係団体等との連携

- ・ 青森県火災共済協同組合、ジブラルタ生命保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険

や生命保険、傷(損)害保険等の紹介等を実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・鱒ヶ沢町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡手段の確認等を行う。
（訓練は必要に応じて実施する）
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。
- ・訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考とする。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後4時間以内に職員の安否確認報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認したうえで当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置状況等を勘案して当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
ア会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
イ災害時における物価安定についての協力に関すること
ウ災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定する)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

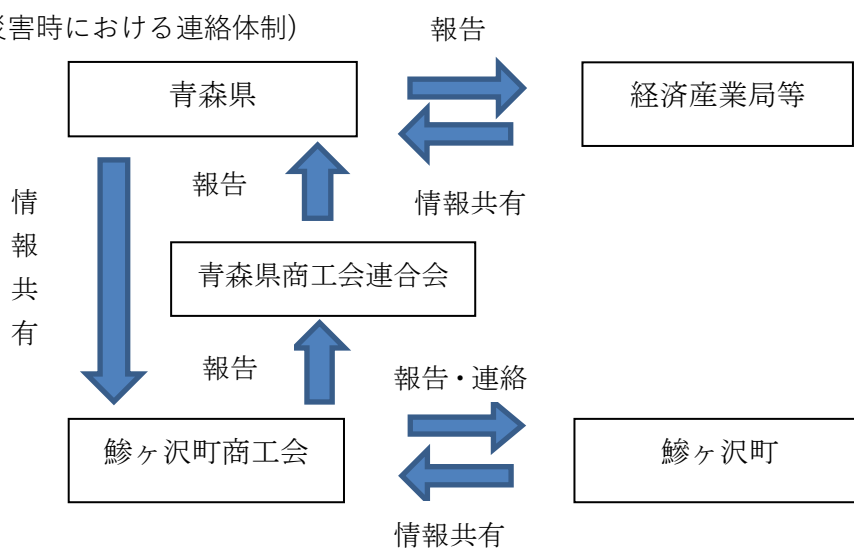
発災後～1週間	1日に3回共有する(9時、13時、17時)
1週間～2週間	1日に2回共有する(9時、17時)
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する(17時)
1ヶ月以降	2日に1回共有する(17時)

・ 当町で取りまとめた「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域で活動する際はあらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行う。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認した方法により行う。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当町より青森県へ報告する。

(災害時における連絡体制)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、鱒ヶ沢町と相談する（当会は、国、県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する場所をあらかじめ決めておく。（鱒ヶ沢町商工会館）
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

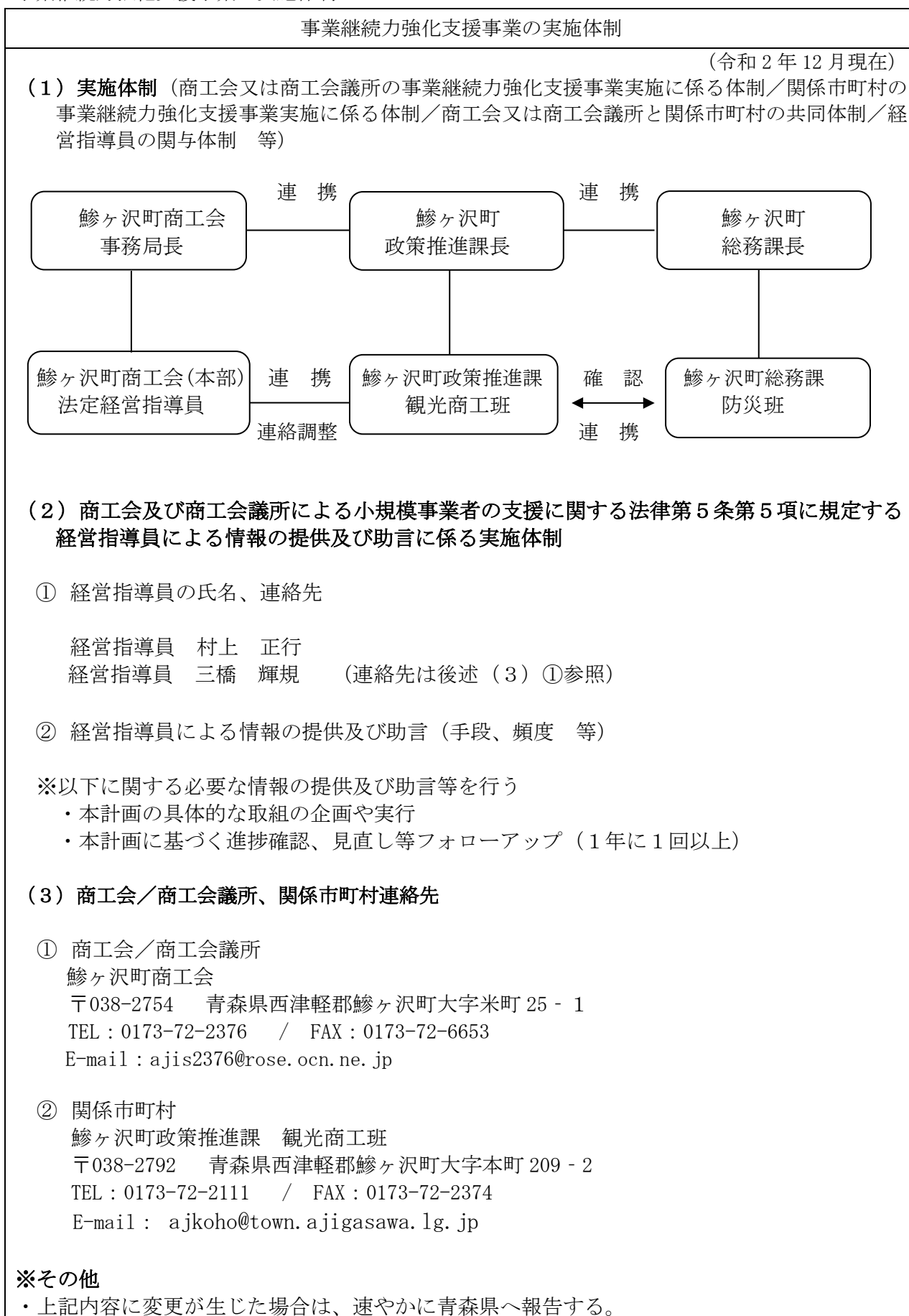
- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣	30	30	30	30	30
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ等作成費	50	50	50	50	50
・ 防災感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。